



# 令和6年度 神戸市育児休業代替任期付職員 (保健師)採用選考案内

## ●選 考 日 程：令和6年8月22日(木)

※やむを得ず選考日程等を変更することがあります。その場合は、神戸市職員採用ホームページにて公表しますので、最新情報をご確認ください。

## ●受 付 期 間：

【インターネット受付】令和6年6月17日(月)～令和6年7月17日(水) 正午まで

### ～神戸市育児休業代替任期付職員採用選考における注意点～

- 神戸市育児休業代替任期付職員は育児休業を取得する職員の代替として勤務する職員で、正規職員と同様の職務に従事します。
- 任期が定められていること以外、勤務条件(給与、勤務時間、休暇、服務等)については、原則として正規職員と同様の扱いになります。 ※育児休業を取得することはできません。
- 採用選考合格者は、採用される資格を取得します。
- 採用される資格は合格発表日から3年間です(その間、職員の育児休業が発生した場合に応じて、採用についての連絡をします)。
- 任期は原則として、1年を超え3年未満で、職員の育児休業期間等に応じて設定されます。なお、育児休業期間が短縮された場合等において、人事異動を行うことがあります。
- 職員の育児休業の取得状況により、選考に合格しても採用されない場合があります。

## 1 選考区分・採用予定数・受験資格等

選考区分	採用 予定数	受 験 資 格	
		年 齢	学 歴 等
保健師	約 10 名	—	保健師免許を有する人又は採用日時時点で免許を有する見込みの人。

○上表にかかわらず、地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

### ①地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない人

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### ②平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(心神耗弱を原因とする人以外)

- 受験資格がないこと又は申込記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- 上表の採用予定数は、変更する場合があります。

## 2 選考日程・場所・選考科目

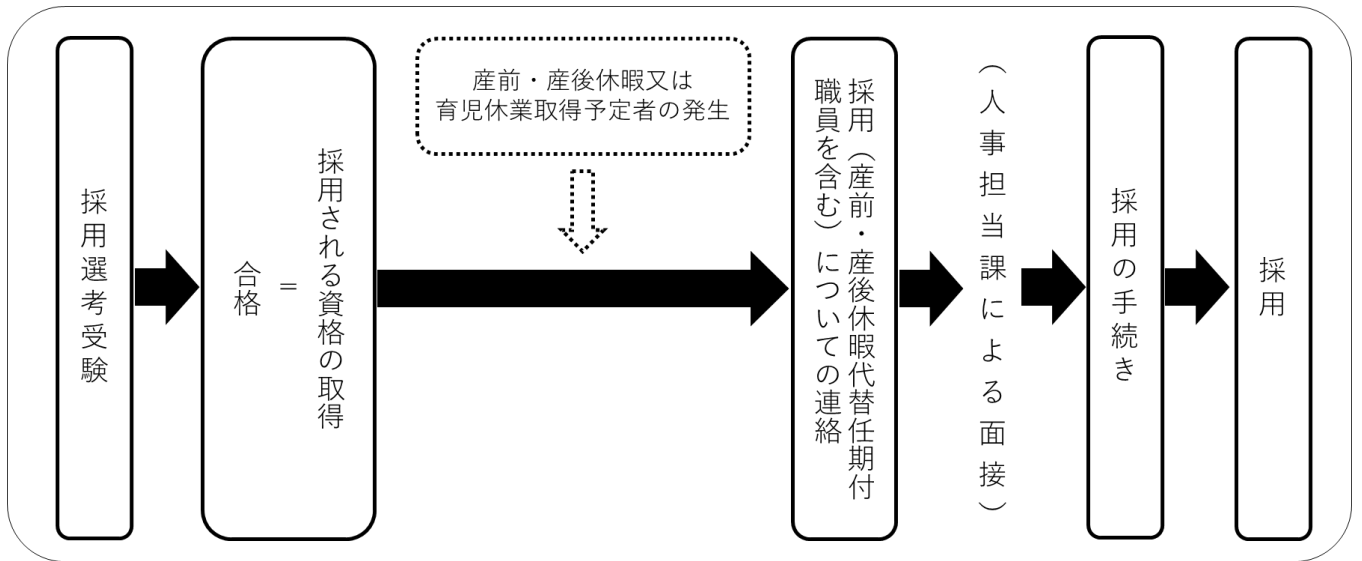
日程・場所	選考科目	内 容
日程：8月22日(木) 会場：神戸市役所1号館 (予定)	作 文	行政における保健師の役割や必要な知識に関すること。(40分)
	面 接	個別面接又は集団面接により行います。(15～20分)

### 3 合格発表

- (1) 令和6年9月上旬に神戸市ホームページ (<https://www.city.kobe.lg.jp/a06667/shise/shokuisaiyou/kobe/other/index.html>) で、合格者の受験番号を掲載します。また、合格者には文書で通知をしますが、不合格者への通知は行いません。
- (2) 選考結果について  
この選考を受験した人で選考成績の通知を希望する場合は、以下の方法でお知らせします。
  - ① 対象者：選考不合格者
  - ② 内容：総合成績ランク
  - ③ 期間：合格発表日から1月以内
  - ④ 手続：成績通知請求書に必要事項を記入し、宛先明記の返信用封筒と受験票を同封し、郵便で請求してください。詳細は選考時にお知らせいたします。 ※電話でのお問い合わせにはお答えできません。

### 4 合格から採用まで

- (1) 採用選考合格者は、採用される資格を取得します。
- (2) 採用される資格を取得すると、合格発表日以降、職員の育児休業の取得状況に応じて、採用される資格の有効期間（最終合格発表の日から3年間）の間に順次採用されます。（採用は不定期であり、すぐに採用されない場合があるほか、最終合格しても必ず採用されるとは限りません。また、採用される資格を取得してから採用までの間に、人事担当課による面接を実施することがあります。）
- (3) 受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- (4) 育児休業を取得する職員の産前・産後休暇期間に、勤務が可能な人については、産前・産後休暇代替任期付職員として採用することがあります。  
※産前・産後休暇代替任期付職員とは、育児休業代替任期付職員の採用予定者を産前・産後休業中の職員の業務に対応するために任命権者が認める場合において採用する任期付きの職員です。
- (5) 神戸市育児休業代替任期付職員への採用は、神戸市職員（任期の定めのない）の採用とは無関係であり、その他の職員採用の際に優先されるものではありません。
- (6) 採用までの流れ



### 5 職務内容等

採用された人は、概ね以下の業務に従事します。なお、以下の記載は例示であり、配属される部署によって、これら以外の業務に従事する場合があります。（日本国籍を有しない方は、「公務員に関する基本原則」に基づき、公権力の行使を伴う職及び市の意思形成に参画する職には任用されません）

選考区分	職務内容
保健師	母子保健、成老人保健、精神保健、感染症対策等の業務

### 6 給与・勤務条件等

- (1) 給与（初任給等）

学 歴	初任給 (地域手当を含む)
大 学 卒	約 2 3 1, 0 0 0 円

- ①この額は令和6年4月1日現在の額です。
- ②職務経歴等のある場合は、上表の額に一定の基準で加算されます(初任給の例(大学卒の場合)は下記参照)。
- ③上表のほか、家族やすまい、勤務内容等に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当(4.5月分・令和5年度実績)、退職手当などが支給されます。
- ④上表の大学卒の初任給額は、正規の修学年限を修めて卒業した場合(4年制大学であれば4年)の初任給額です。

#### 【初任給のモデルケース(大学卒の方の場合)】

正規の職務経歴年数 ( )内は想定年齢	初任給(保健師) (地域手当を含む)
3年(25歳)	約250,000円
8年(30歳)	約265,000円
13年(35歳)	約276,000円
18年(40歳)	約284,000円

(令和6年4月1日現在)

- ◆上表は、大学卒で、同種・正規の職務経歴を有する方の例です。職務経歴に応じて算定します。
- ◆初任給の算定等に用いる学歴区分は、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校その他これに相当すると神戸市人事委員会が認める学校等の区分によります。
- ◆多くの職務経歴を有する方であっても初任給の最高額は、約289,000円(地域手当を含む)です。  
※ただし本市の育児休業代替任期付職員として勤務経歴がある方のうち、育児休業代替任期付職員の離職の日から5年以内の方については上記の最高額を上回る場合があります。

(2) 勤務時間・休日等 ※勤務場所などによって異なる場合があります。

- 勤務時間：午前8時45分から午後5時30分まで(休憩1時間)
- 休 日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)
- 休 暇：年次有給休暇、夏季休暇、結婚休暇、産前産後休暇、介護休暇、忌服休暇など
- 試用期間：6ヶ月
- 福利厚生：共済制度(病気・怪我・休業時等の給付、公的年金制度、その他福祉事業等)、地方公務員災害補償制度など

## 7 申込手続

### 注意事項

- 申込みはインターネットで行ってください。必ずパソコンを使用して申請するようにしてください。
- スマートフォンやタブレット、携帯電話等で申請することはできません。
- 申込み期間は、6月17日(月)から7月17日(水)正午までです。(受付期間中に受信したものを有効とします。)
- 複数の申込みは出来ません。複数申込みされた場合、最初に受信したものを除外は無効とします。
- 登録されたメールアドレス宛に連絡事項を送付します。変更予定のないメールアドレスを登録してください。なお、メールアドレスの登録の誤り等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
- 申請にあたって、送受信に特に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。
- 使用するパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。
- 申込みにあたってご不明な点は、問合せ先(神戸市総合コールセンター)または、神戸市行財政局人事課(メールアドレス：[kobe\\_jinjika\\_saiyou@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kobe_jinjika_saiyou@office.city.kobe.lg.jp))までお問い合わせください。
- 氏名に外字の使用がある場合、当フォームでは登録できません。常用漢字で登録していただき、備考欄に必ずその旨を入力してください。※備考入力例：外字使用有り「辻」
- 申込みフォームでの受験申込みの際、受験者本人の顔写真(申込前3ヶ月以内に撮影した前向き・脱帽・無背景・影のないもの、jpg形式又はpng形式)、自己紹介書を添付していただく必要があります。あらかじめご準備の上、入力を開始してください。
- 申込みフォームから受験申込をした場合、自動で返信メールが送付されます。
- 「@form.kintoneapp.com」及び「@office.city.kobe.lg.jp」のドメインからのメールを受信できるようにしてからお申し込みください。

<p>申込方法</p>	<p>・下記の神戸市職員採用ホームページに掲載している申込みフォームにアクセスし、画面の指示に従い、必要事項を入力してください。申込みフォームへ進む前に顔写真及び自己紹介書を用意してください。  ( <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a06667/shise/shokuinsaiyou/kobe/other/n_hokenshi/2024ikunin_hokenshi.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a06667/shise/shokuinsaiyou/kobe/other/n_hokenshi/2024ikunin_hokenshi.html</a> )</p> <p>※自己紹介書は申込の際に添付ファイルとして送信していただきますので、以下の〈自己紹介書の記入について〉に従って事前に作成してください。添付ファイル名は、必ず「自己紹介書_〇〇 〇〇(氏名)」としてください。</p> <p>※申し込み送信後すぐに電子メールで受付連絡が届きますので、確認してください。届かない場合は問合せ先に必ずお問い合わせください。</p> <p>※上記の手順は<b>必ず申込受付期間中（7月17日(水)正午まで）</b>に行ってください。</p> <p>※保健師資格を既に取得されている場合は資格証明書の写しを併せて添付してください。  (添付する資格証明書のPDFデータおよび写真データ(jpg 又は png)は10MB以内としてください。)</p>
<p>申込後の流れ</p>	<p>① <b>8月中旬</b>に「受験番号通知」を登録されたメールアドレスあてに送付します。併せて「受験票兼申込票」についても送付します。  <b>8月15日(木)になっても届かない場合は8月16日(金)正午までに</b>、問合せ先に必ずご連絡ください。</p> <p>② 受験票兼申込票をA4サイズで印刷し、署名欄に<b>自署し</b>、切り取り線に従い<b>切り取った上で</b>、「<b>受験票</b>」、「<b>申込票</b>」を、<b>選考当日に持参してください。</b></p>

### 〈自己紹介書の記入について〉

- 自己紹介書は、神戸市ホームページ ( [https://www.city.kobe.lg.jp/a06667/shise/shokuinsaiyou/kobe/other/n\\_hokenshi/2024ikunin\\_hokenshi.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a06667/shise/shokuinsaiyou/kobe/other/n_hokenshi/2024ikunin_hokenshi.html) ) に掲載されている様式に記入・作成の上、申込の際に必ず添付してください。提出後の内容変更や差し替えはできません。
- 自己紹介書は、面接の際の資料として用います。
- 添付ファイル名は受験区分に応じて、必ず「自己紹介書\_〇〇 〇〇(氏名)」としてください。

### ■よくある質問

- ①インターネットの環境がなく、申込みが出来ないのですが。  
申込み手続きについては、ご自宅のパソコンでなくても構いません。知人や学校等のパソコンなどを使用し、申込みを行うようにしてください。
- ②自己紹介書や顔写真を添付しようとする、エラーメッセージが出るのですが。  
容量についてご確認ください。それでも添付できない場合は神戸市行財政局人事課へお問合せください。別途提出方法についてお伝えします。
- ③身体等に障害があるのですが、受験に際して配慮してもらえますか。  
選考時に、特別な配慮を必要とする場合は、その内容と理由を申込みフォームの備考欄に入力してください。

## 8 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず選考日程等を変更する場合があります。日程変更等の場合は、神戸市職員採用ホームページにて公表しますので、最新情報をご確認ください。

( [https://www.city.kobe.lg.jp/a06667/shise/shokuinsaiyou/kobe/other/shikaku\\_menkyo\\_roumisyokuin.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a06667/shise/shokuinsaiyou/kobe/other/shikaku_menkyo_roumisyokuin.html) )

◆◆◆受験手続等についての問合せ先◆◆◆

総合コールセンター（年中無休 8:00～21:00）

電話：0570-083330 または 078-333-3330

令和6年6月発行  
神戸市